

大宮駅西口第五地区の都市計画道路の 都市計画決定に関する説明会

大宮情報文化センター JACK大宮 5階
(第1集会室・第2集会室)

令和6年3月17日(日)	14:00~15:30
令和6年3月18日(月)	18:00~19:30

次第

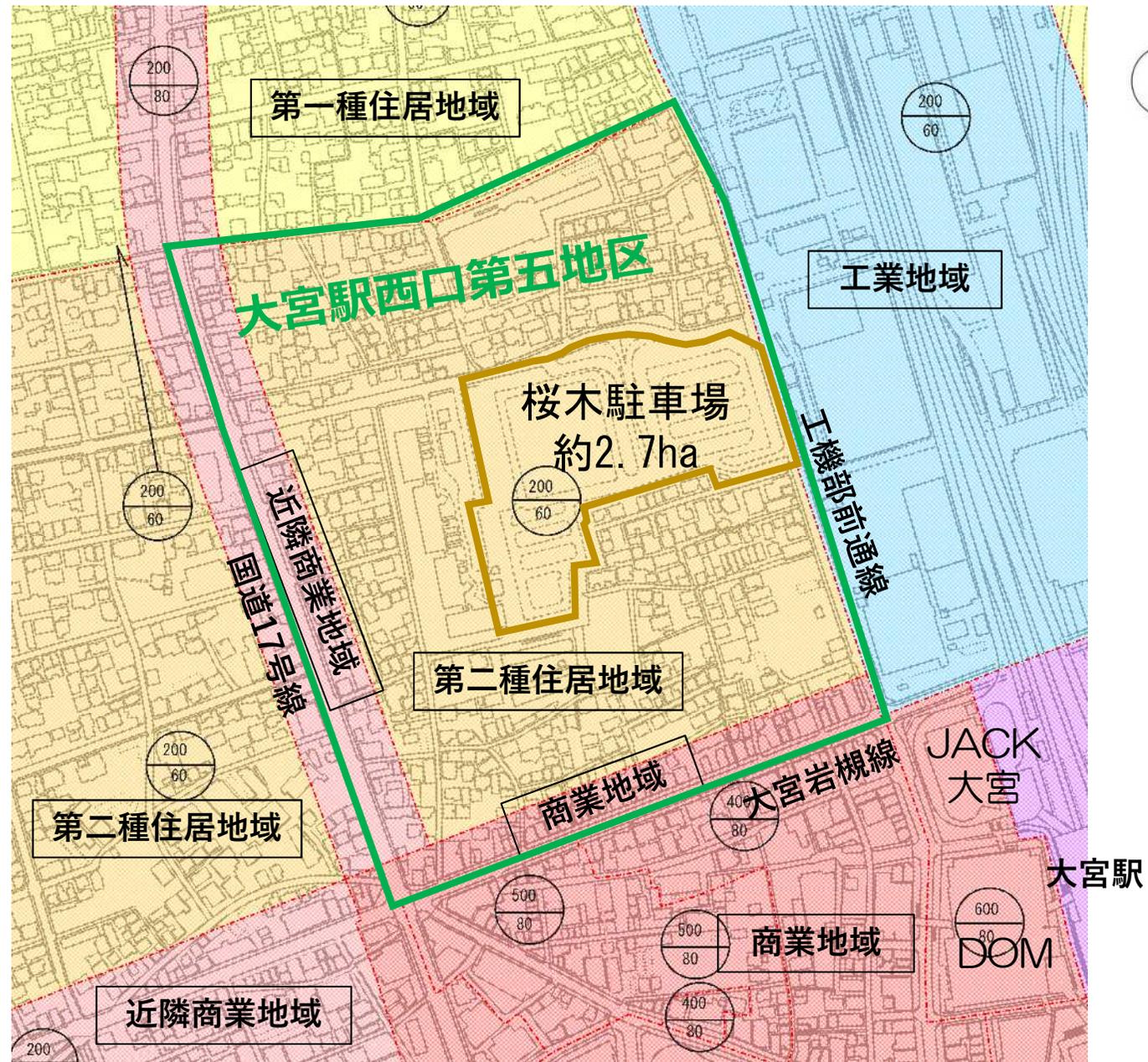
1. 本地区の概要
2. 事業内容（案）について
3. 都市計画（案）について
4. 今後の都市計画の手続き
5. 今後の事業完了までのスケジュール

1. 本地区の概要



1. 本地区の概要

大宮駅西口第五地区の位置



1. 本地区の概要

(1) 上位計画における本地区の位置づけ

●大宮駅周辺地域戦略ビジョン

都市基盤や建築物の更新等の課題を持つ市街地を再生することで、様々な機能導入の受け皿となる土地や床を創出するとともに、都市環境としての質の向上や都心地域の防災性の向上を図ります。



●大宮駅西口第五地区まちづくり方針

駅前周辺で進められる賑わいのまちづくりや東日本の対流拠点の形成と調和し、地区の利便性を享受しながら、子どもから高齢者まで幅広い世代が安心して快適に生活できるまち、暮らせるまちを目指します。



1. 本地区の概要

まちづくりの経緯

平成30年度 まちづくり勉強会

自治会の代表の方とまちづくり協議会の進め方やまちづくり協議会の参加者の公募の必要性などについて意見交換を行った。

令和元年度
～
令和2年度
まちづくり協議会

地区のまちづくりの指針となる「まちづくり方針」を市と地域の協働により検討するため、まちづくり協議会を設立。

令和3年5月 まちづくり方針策定



まちづくり協議会の構成
地区内の各自治会の方（10名）
公募による住民の方（5名）

令和3年1月 地区住民の皆様への意見募集

方針の具体化、事業化に向けた検討を行うため、まちづくり協議会の構成員を主体としたまちづくり検討会を設立。

令和3年11月～ まちづくり検討会

まちづくり検討会の構成
地区内の各自治会の方（10名）
公募による住民の方（5名）

1. 本地区の概要

(2) 大宮駅西口第五地区が抱える課題



地区の現況

地区の魅力

- ① 利便性が良い
- ② 生活環境が良い

地区の課題

- ① 災害時の危険性
- ② 道路の改善が必要
- ③ 公園やコミュニティ空間が不足
- ④ 市有地（桜木駐車場用地）の活用が不十分

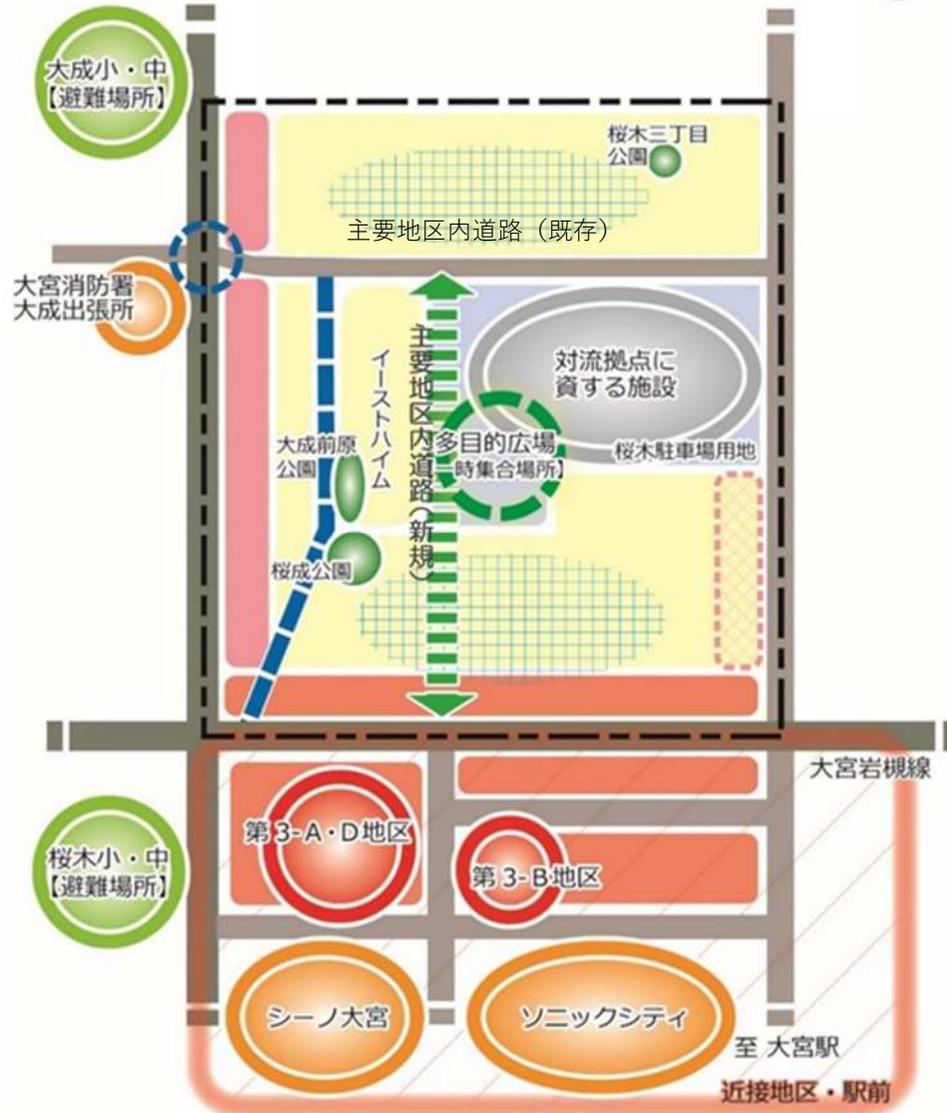
1. 本地区の概要

(3) まちづくりの基本方針

地区の将来像（目指すべきまちの姿）

誰もが安心して幸せに暮らせるまち

まちづくりのイメージ図



基本方針

安心・安全の確保

良好な生活環境の保全

多様な世代への対応

凡例

	主要地区内道路（新規） 防災性向上 駅前などへのアクセス性向上
	主要地区内道路（既存） 地区内の交通を処理し、幹線道路につながる道路
	交差点改良 大成町1丁目交差点の改良
	多目的広場 住民の交流・憩いの場 災害時の一時集合同所

2. 事業内容（案）について



2. 事業内容（案）について

（1）まちづくりの取組方針



○防災

防災や災害復旧を可能とする道路、災害時の一時集合場所や防災空間等の整備

- ・ 消防車が通行できる幅員の道路を整備
- ・ 一時集合場所となる広場に接続する南北方向の道路の整備

○土地利用

現在の住環境を保全しつつ、基盤となる道路の充実、緑の導入等により住環境の維持向上を図る

- ・ 駅前及び近接地区に接続する道路の整備
- ・ 既存幹線道路等における歩行者・自転車空間の充実及び生活道路の改善（拡幅等）によるアクセス性向上

○広場・緑

地区住民の利用を想定した多目的広場の整備及び緑化の推進を図る

- ・ 広場につながる道路の整備
- ・ 道路植栽の整備

○道路

地区内道路の充実や地区内道路の安全性向上、大成町1丁目交差点の改良を検討する

- ・ 主要地区内道路の整備
- ・ 施設整備による安全確保（歩道、ガードレール設置等）
- ・ 交差点改良

2. 事業内容（案）について

地元自治会長からの要望書（R4.3月）



①多目的広場

⇒面積 約2,000㎡から3,000㎡に拡大

②計画道路（主要地区内道路）

⇒説明会の開催

③ごみ収集所（4カ所）

⇒今後も利用できるように現状維持

④大成町一丁目交差点・大栄橋西交差点

⇒交差点改良、交通渋滞の緩和

⑤桜木駐車場北側道路

⇒北側歩道及び点字ブロックの整備

⑥まちづくりの進め方

⇒大宮駅周辺の各種計画と相互連携しながらまちづくりを推進

2. 事業内容（案）について

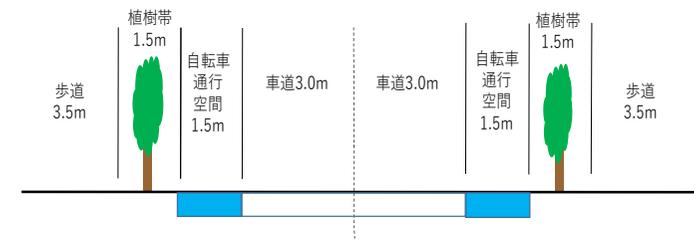
(2) 都市計画道路の整備概要



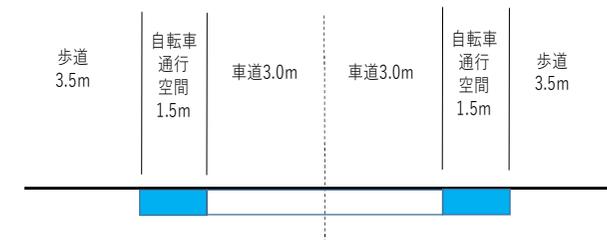
標準幅員構成

(仮称) 桜木大成1号線
延長 約320m 幅員 19m

(仮称) 桜木大成2号線 (東側区間)
延長 約200m 幅員 19m



(仮称) 桜木大成2号線 (西側区間)
延長 約180m 幅員 16m



2. 事業内容（案）について

（3）道路の必要性

防災

防災や災害復旧を可能とする道路
一時集合場所へ接続する道路の整備

土地利用

住環境と利便性の両立
各種施設へのアクセス性向上

広場・緑

道路植栽の整備
緑化の推進

道路

地区内道路の充実・安全性の向上
大成町1丁目交差点の改良

2. 事業内容（案）について

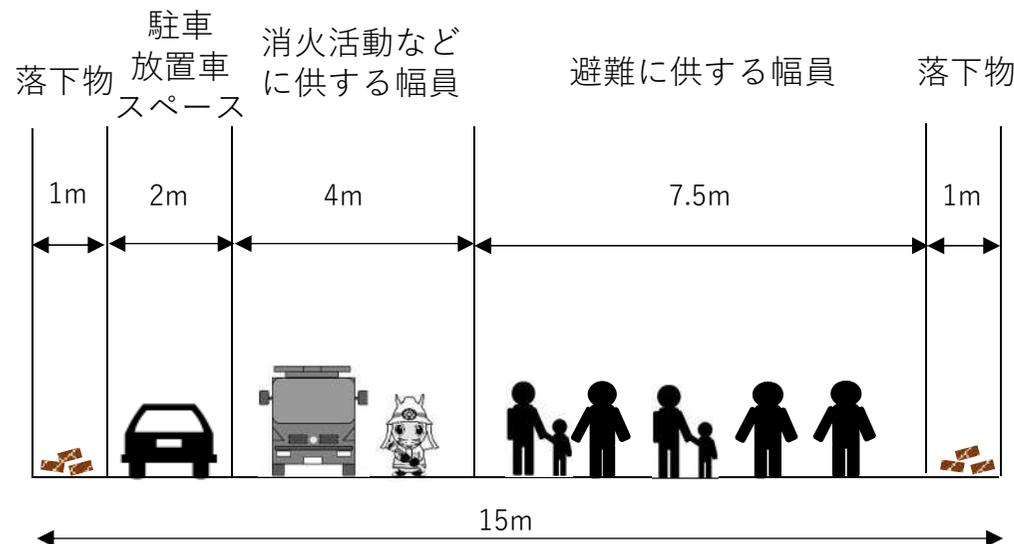
（3）道路の必要性

防災

防災や災害復旧を可能とする道路
一時集合場所へ接続する道路の整備

～避難路の幅員～

避難路（消防活動含む）の
必要最小限の幅員



$$\begin{aligned} & \text{落下物幅} + \text{駐車スペース} \\ & + \text{消防活動必要幅} + \text{避難必要幅} \\ & = (1 + 2 + 4 + 7.5 + 1) \div 15 \end{aligned}$$

避難路として15m
以上の幅員が必要

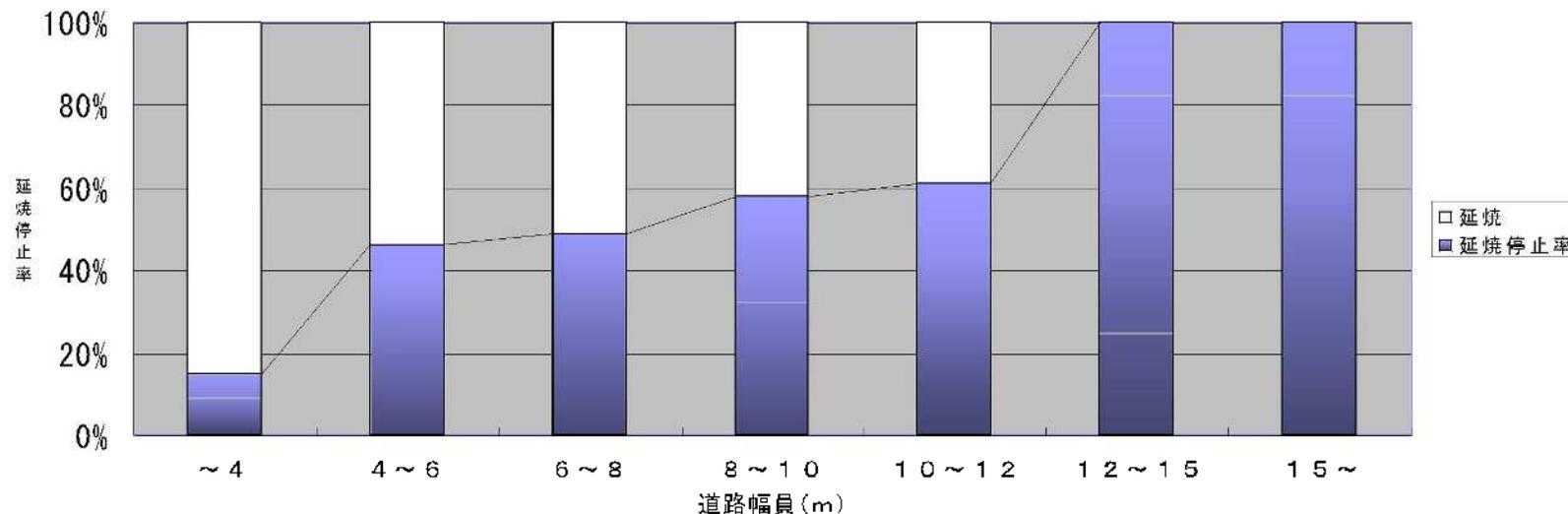
参照：都市防災実務ハンドブック

2. 事業内容（案）について

(3) 道路の必要性

防災

防災や災害復旧を可能とする道路
一時集合場所へ接続する道路の整備



道路幅員別の延焼停止率(阪神・淡路大震災における神戸市長田区の事例)

<資料>国土交通省

注)ただし、当時は無風状態であったこと、発火箇所、延焼方向を考慮していないため、延焼停止線の形成が他の要因による可能性があることも考慮。

阪神・淡路大震災における事例においては、幅員12m以上の道路では延焼が防止されました。

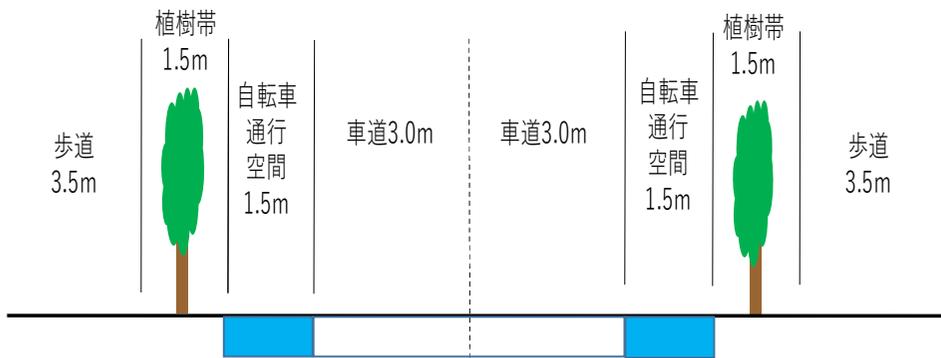
2. 事業内容（案）について

（3）道路の必要性

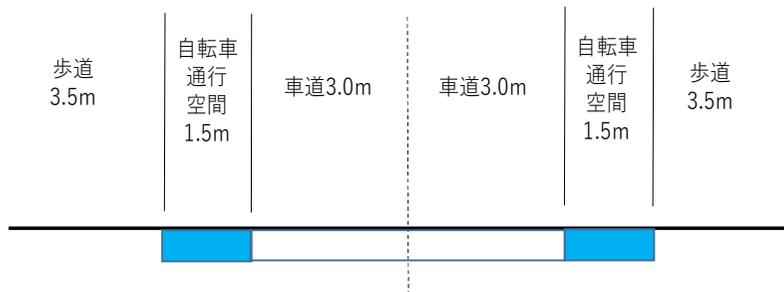
広場・緑

道路植栽の整備
緑化の推進

幅員 19 m の標準断面



幅員 16 m の標準断面



植樹樹設置の幅員を
確保できる箇所は設
置を検討



植樹帯イメージ：三橋中央通線



植樹樹イメージ：ソニックシティ西側

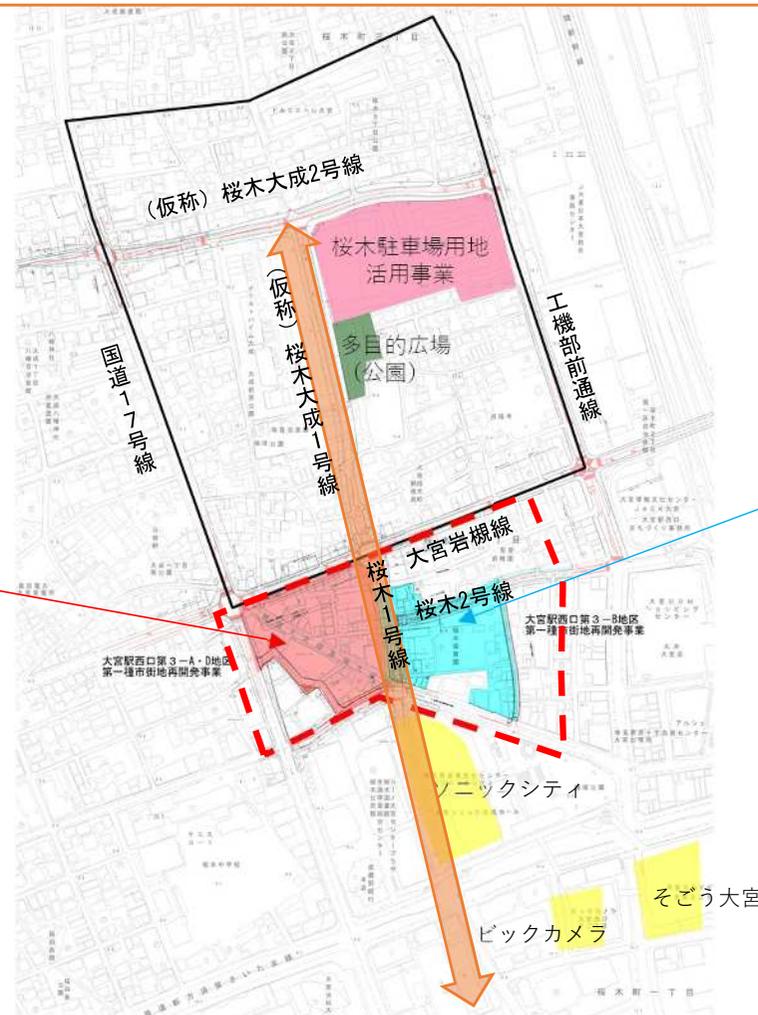
2. 事業内容（案）について

(3) 道路の必要性

土地利用

住環境と利便性の両立
各種施設へのアクセス性向上

大宮駅西口第3-A・D地区
第一種市街地再開発事業



大宮駅西口第3-B地区
第一種市街地再開発事業

2. 事業内容（案）について

（3）道路の必要性

道路

地区内道路の充実・安全性の向上
大成町1丁目交差点の改良



出典：埼玉県警察
事件事故発生マップ
(2020年～2023年)

2. 事業内容（案）について

(3) 道路の必要性

道路

地区内道路の充実・安全性の向上
大成町1丁目交差点の改良



2. 事業内容（案）について

（3）道路の必要性

道路

地区内道路の充実・安全性の向上
大成町1丁目交差点の改良



現況幅員：約10m
市道30034号線



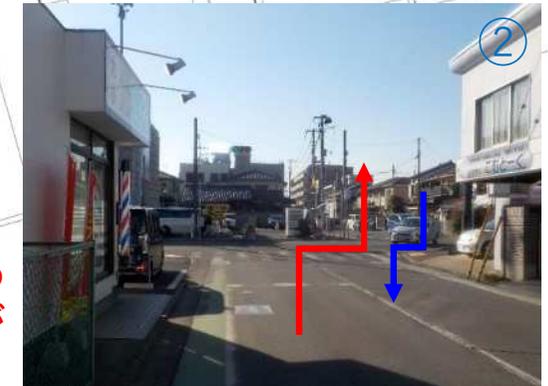
反対車線にはみ出して走行している

交差点の中心が約10mずれている

市道10019号線

現況幅員：約8m

食い違い交差点のため対向車との交差通行が困難



大成町1丁目交差点



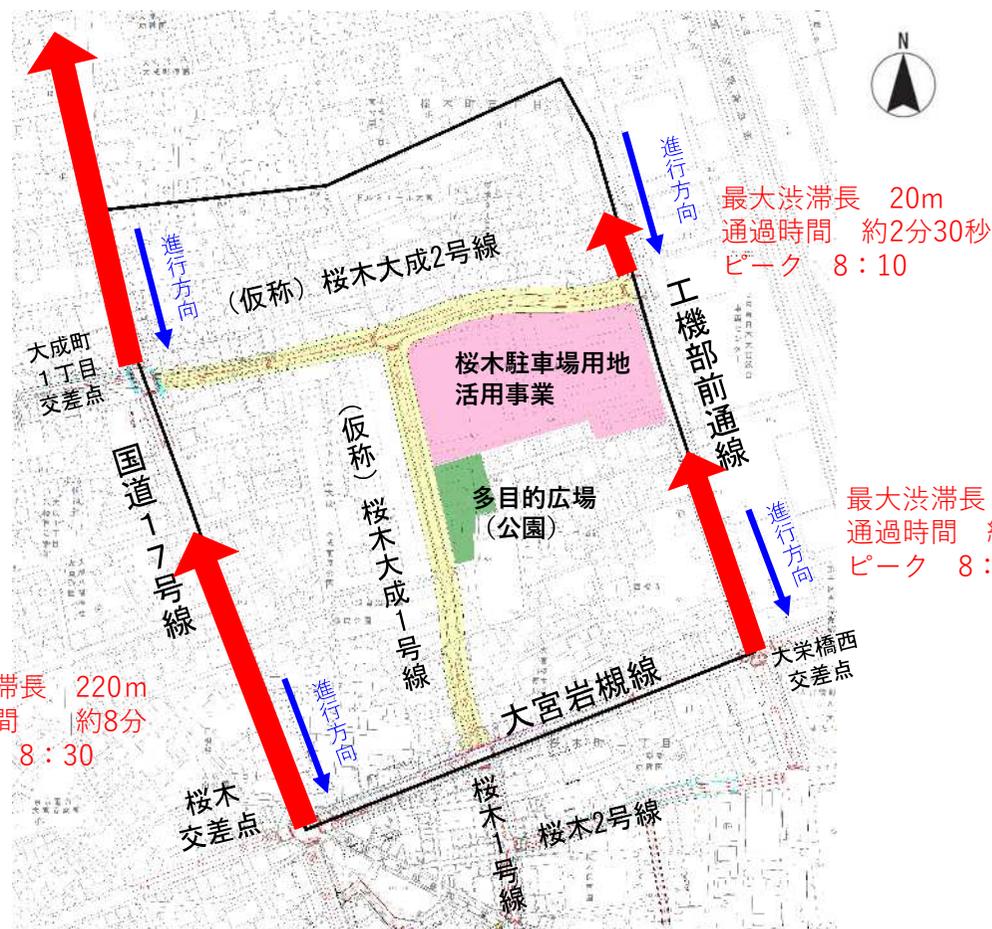
2. 事業内容（案）について

(3) 道路の必要性

道路

地区内道路の充実・安全性の向上
大成町1丁目交差点の改良

最大渋滞長 820m
通過時間 約15分
ピーク 9:00



出典：大宮駅西口第五地区補助幹線
道路整備等業務報告書
交通量実態調査報告書
(平成28年12月)

3. 都市計画（案）について



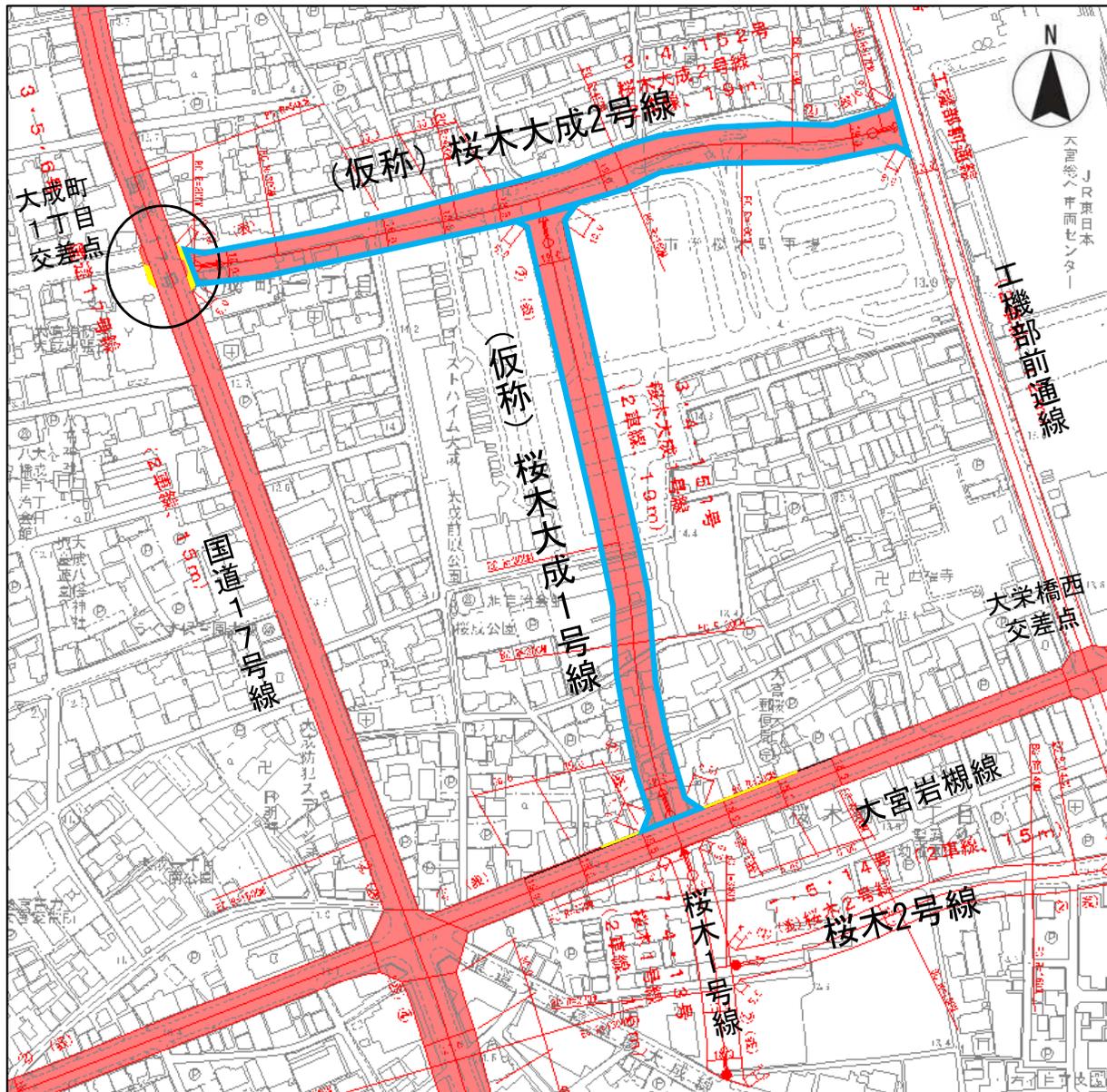
3. 都市計画（案）について

（1）都市計画道路とする理由

本地区の抱える課題（防災性・安全性等）に対し、地区内の幹線道路を整備することで、南北・東西方向の移動円滑化や災害に強い道路ネットワークの構築に寄与する道路空間を確保することができる

2. 都市計画（案）について

（2）都市計画道路の概要



都市計画の追加

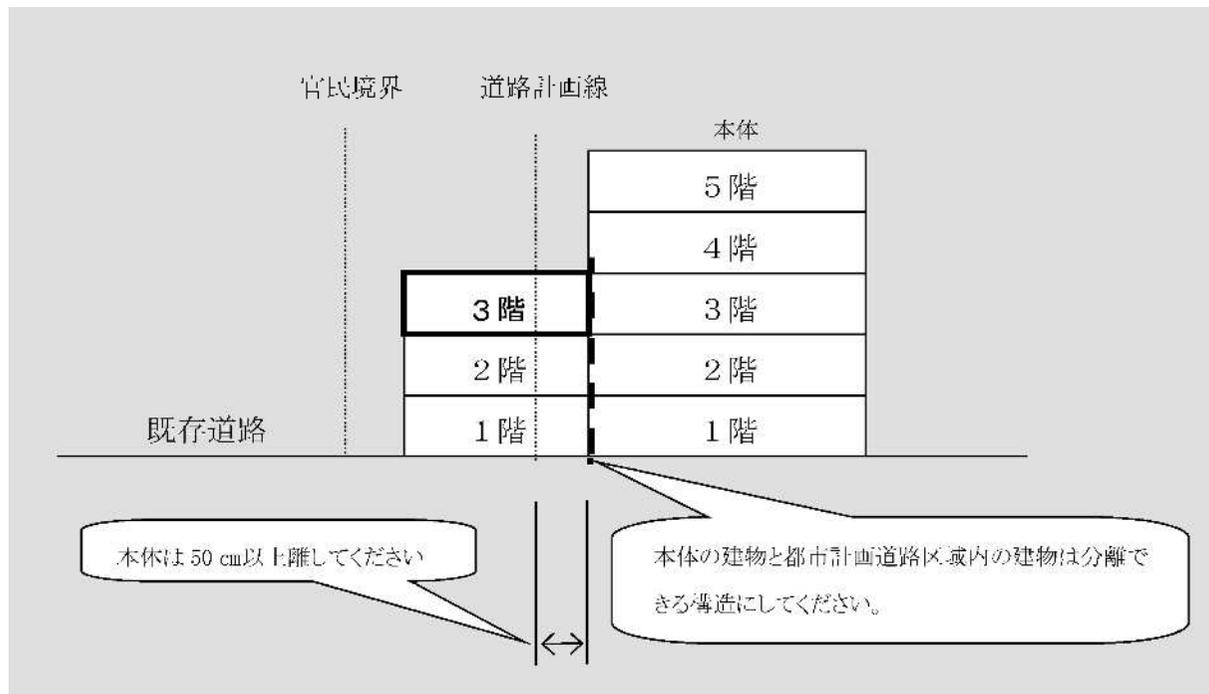
種別	幹線街路	
番号	3・4・151	3・4・152
路線名	桜木大成1号線	桜木大成2号線
延長	約320m	約380m
構造形式	地表式	地表式
車線の数	2車線	2車線
幅員	19m	19m

都市計画の変更

種別	幹線街路	
番号	3・5・6	3・3・100
路線名	国道17号線	大宮岩槻線
延長	約16,180m	約9,170m
構造形式	地表式	地表式
車線の数	2車線	4車線
幅員	15m	25m

3. 都市計画（案）について

(3) 都市計画法第53条に基づく建築行為の制限



参照：さいたま市HP

市街地再開発事業及び都市計画道路については、都市計画が決定してから、事業化されるまでの間は、計画区域内の建築行為等に対し、都市計画法第53条による許可が必要になります。

○区域内で建築できる要件

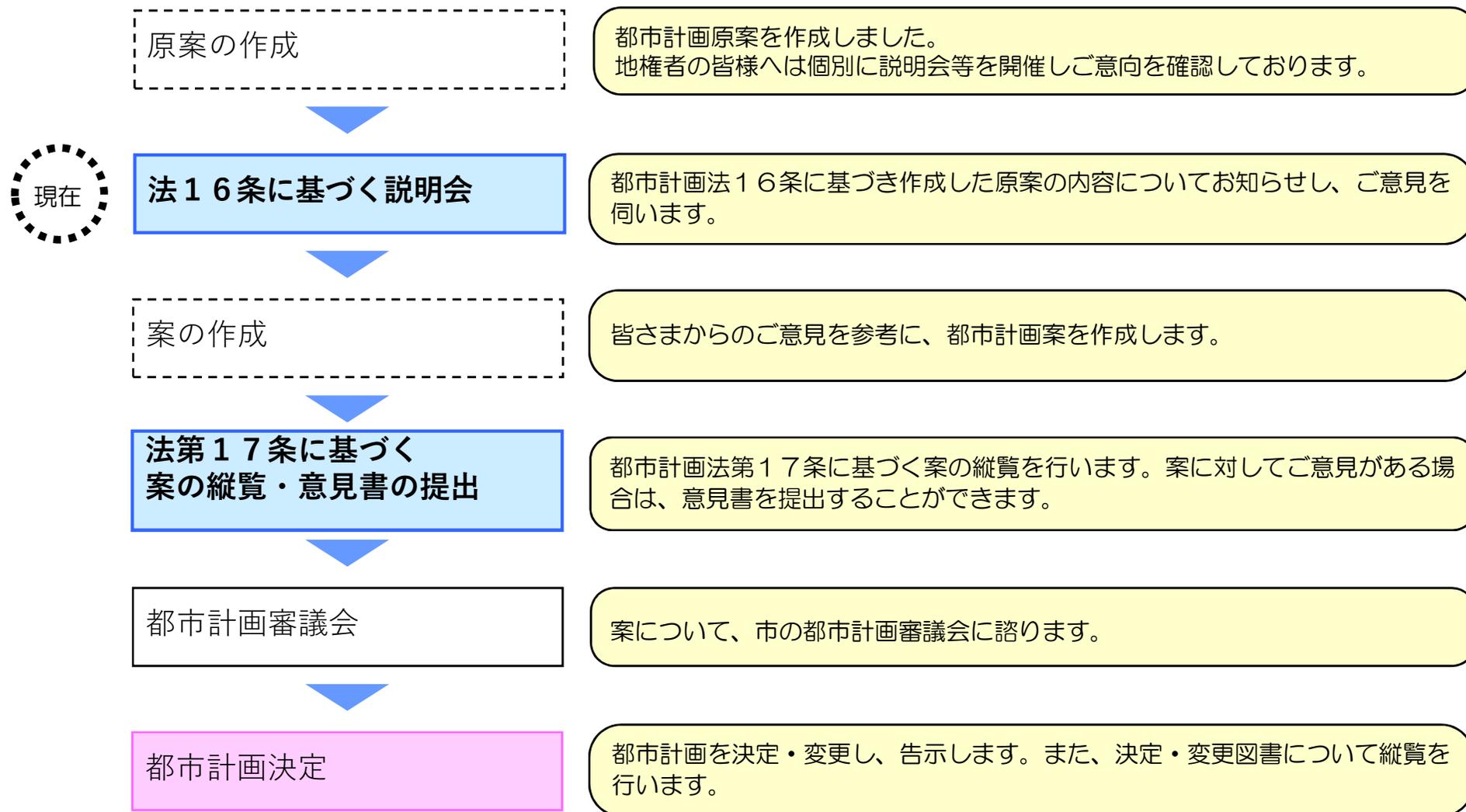
- ・階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
その他これらに類する構造であること

4. 今後の都市計画の手続き



4. 今後の都市計画の手続きについて

今後の都市計画手続き

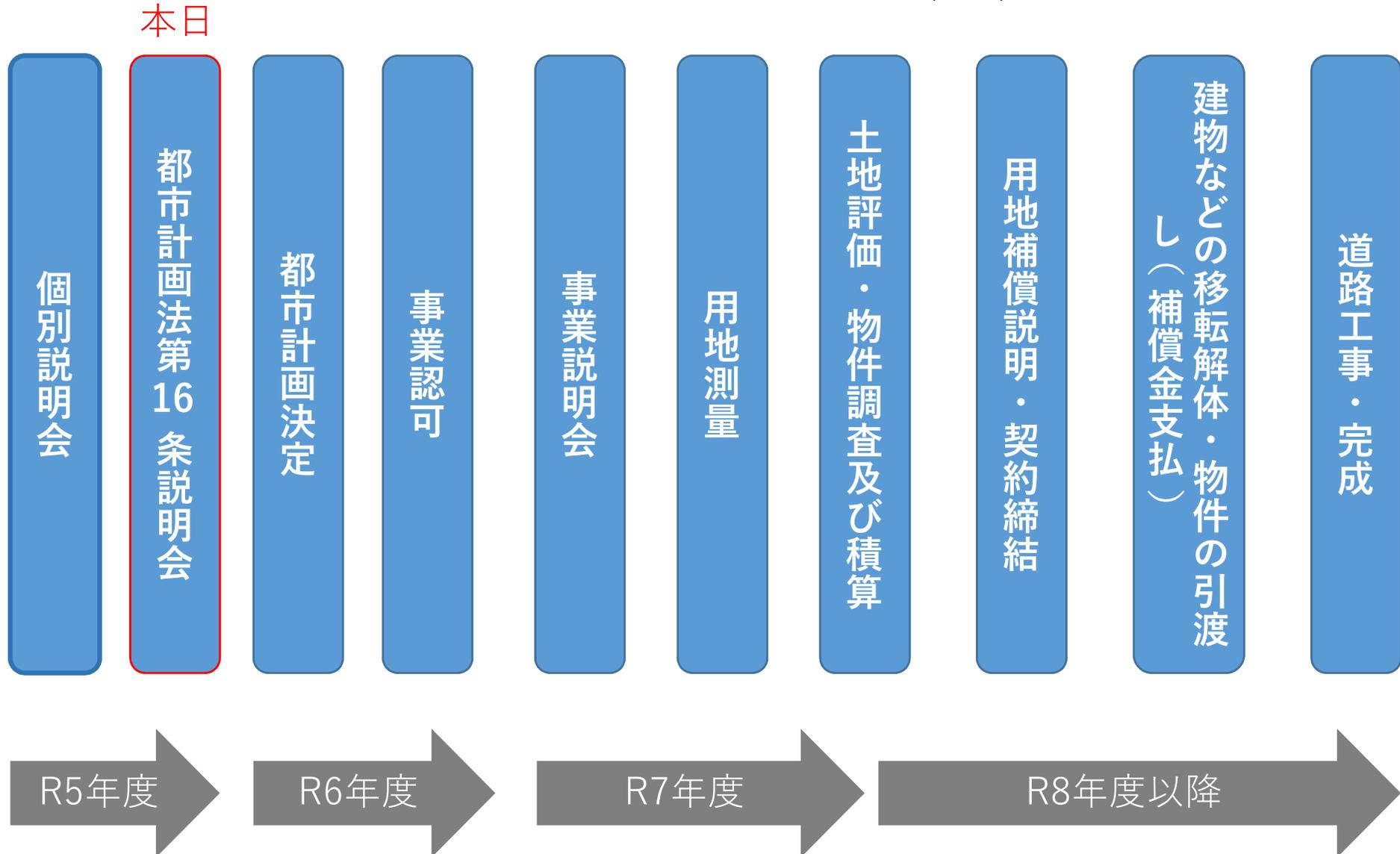


5. 今後の事業完了までの スケジュール



5. 今後の事業完了までのスケジュール

今後のスケジュール（案）



以上で説明は終了です
ご清聴ありがとうございました

